

# 公害等調整委員会の動き

## (令和3年7月～9月)

公害等調整委員会事務局

### 1 公害紛争に関する受付・終結事 件の概要

#### 受付事件の概要

- 宮城県亘理町における町道からの騒音による  
財産被害・健康被害責任裁定申請事件  
(令和3年(セ)第5号事件)

令和3年7月26日受付

本件は、被申請人が申請人宅近くに町道を  
開通させたことによる車両騒音により、申請  
人は偏頭痛を発症し通院を余儀なくされてお  
り、また、車両騒音対策として、二重サッシ  
工事を行ったが、完全に防音できず、一部の  
部屋が使用できずに寝室の変更や窓を開けら  
れない状態が続いているため、被申請人に対  
し、慰謝料、二重サッシの設置代等の損害賠  
償金156万3616円の支払を求めるものです。

- 神戸市における再生砕石埋立てによる土壌  
汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件  
(令和3年(ゲ)第8号事件)

令和3年8月3日受付

本件は、申請人が神戸牛の飼育等を行って  
いる土地(申請人が所属する酪農組合の所有  
地)に発生した土壌汚染及び水質汚濁は、被  
申請人が埋め立てた再生砕石によるものであ  
る、との原因裁定を求めるものです。

- 川越市における室内機等からの騒音による健  
康被害原因裁定嘱託事件  
(令和3年(ゲ)第9号事件)

令和3年8月11日受付

本件は、さいたま地方裁判所川越支部から、  
同裁判所支部に係属している「さいたま地方  
裁判所川越支部令和2年(ワ)第24号損害賠  
償請求事件」について、原因裁定の嘱託があ  
った事件です。

- 銚田市における給湯機等からの低周波音によ  
る健康被害・振動被害原因裁定申請事件  
(令和3年(ゲ)第10号事件)

令和3年8月27日受付

本件は、申請人に生じた頭痛、吐き気、耳  
鳴り等の健康被害及び申請人宅に生じた振動  
被害は、被申請人が設置したヒートポンプ給  
湯機等から低周波音を発生・拡散させたこと  
によるものであり、また、振動被害が悪化し  
たのは、被申請人がアルミ塀を立てたこと  
によるものである、との原因裁定を求めるも  
のです。

- 市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭に  
よる健康被害等責任裁定申請事件及び同原因  
裁定申請事件

(令和3年(セ)第6号事件・令和3年  
(ゲ)第11号事件)

令和3年9月6日受付

本件の責任裁定申請事件は、銭湯を経営す  
る被申請人Aが、湯を沸かす薪窯で建築廃材  
等を使用して不完全燃焼を繰り返し、黒煙等  
の煤煙と悪臭やPM2.5を含む化学物質やガ  
ス等を発生、拡散させ、被申請人株式会社B  
が施工するマンションの建設に伴って風速、  
風向、風圧が変化し、被申請人Aが発生させ  
ている煤煙・悪臭・ガス等が申請人の元居住

地宅へ誘導された結果、申請人は、家具、壁紙、寝具、衣類等に臭いが吸着する被害、咳、肺がん等のリスクの増加、頭痛、めまい等の健康被害が生じたとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計 664 万 1380 円の支払を求めます。また、原因裁定申請事件は、申請人に生じた咳、肺がん等のリスクの増加、頭痛、めまい等の健康被害等は、被申請人 A が経営する銭湯で建築廃材等を使用し不完全燃焼による PM2.5 を含む化学物質等の煙を排出し、被申請人株式会社 B が施工するマンションの建設に伴って風速、風向、風圧が変化したため、申請人の元居住地宅へ煙が誘導され、被害を拡大したことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

### ○ 品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(令和3年(セ)第7号事件・令和3年(ゲ)第12号事件)

令和3年9月8日受付

本件の責任裁定申請事件は、申請人宅に隣接する被申請人所有のアパートに設置されている換気扇等から発生している騒音・悪臭により、申請人は、動悸、耳鳴り、眩暈を症状とする睡眠障害による自律神経失調症を罹患し、また、換気扇からのタバコと柔軟剤が混ざった不快な臭気のため、騒音源に面した申請人宅6箇所全ての窓を開けられずストレスを感じているとして、被申請人に対し、損害賠償金 93 万 6360 円の支払を求めます。また、原因裁定申請事件は、申請人に生じた動悸、耳鳴り、眩暈を症状とする睡眠障害による自律神経失調症の健康被害は、被申請人が所有するアパートの設備から騒音及び悪臭を発生させ続けていることによるものである、との原因裁定を求めるものです。

### ○ 小平市における歯科医院からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件

(令和3年(セ)第8号事件)

令和3年9月14日受付

本件は、申請人が経営する小売店の上階にある歯科医院から発生していると思われる低周波音及び歯科医院の床を通して振動する騒音により、申請人に不眠、吐き気、耳鳴り等の健康被害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金 70 万円の支払を求めます。

### ○ 名古屋市における鉄くず等搬入・搬出作業に伴う騒音被害原因裁定申請事件

(令和3年(ゲ)第13号事件)

令和3年9月24日受付

本件は、申請人の本社における日々の業務や会議・商談の実施において、会話が聞き取れず、会議室や会議時間の変更を余儀なくされるという等の業務上の支障・被害は、被申請人が本社兼工場において、取引先から大型トラックの荷台に鉄くず等を積載して工場内に搬入し、当該鉄くず等を荷台から工場敷地内に搬出するという業務工程において発生・拡散させた騒音によるものである、との原因裁定を求めるものです。

## 終結事件の概要

### ○ 渋谷区における高圧受電設備からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件

(平成31年(ゲ)第6号事件)

#### ① 事件の概要

平成31年4月17日、東京都渋谷区の住民1人から、学校法人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた耳鳴り、不眠症等の健康被害は、被申請人が経営する専門学校の校舎屋上に設置された高圧受電設備から低周波音を発生・拡散

させたことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

## ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、高圧受電設備から発生・拡散した低周波音と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めましたが、令和 3 年 9 月 15 日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結しました。

## 2 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要

### 受付事件の概要

- 沖縄県糸満市字米須（沖縄戦跡国定公園）地内の鉱物掘採に係る措置命令に対する取消裁定申請事件

（令和 3 年（フ）第 1 号事件）

令和 3 年 8 月 6 日受付

申請人が、沖縄県知事（処分庁）に対し、同知事が行った沖縄県糸満市字米須（沖縄戦跡国定公園）地内の鉱物掘採に係る措置命令について、取消しを求めて不服裁定を申請したものです。